

## 学習支援事業業務委託プロポーザル募集要領

### 1 プロポーザル概要

本要領は、学習支援事業「中3勉強会」業務委託について、最適な業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の観点から選定を行うプロポーザル（事業提案）方式により実施するにあたって必要な事項を定めるものとします。

なお、今回のプロポーザルは実施する学習支援事業「中3勉強会」会場（7か所）ごとの受託事業者を決定するものであり、1事業者あたり最大3会場まで受託することができます。

### 2 業務概要

#### (1) 件名

- ア 学習支援事業（平和台図書館）業務委託
- イ 学習支援事業（練馬区職員研修所）業務委託
- ウ 学習支援事業（学校教育支援センター）業務委託
- エ 学習支援事業（男女共同参画センターえーる）業務委託
- オ 学習支援事業（石神井図書館）業務委託
- カ 学習支援事業（勤労福祉会館）業務委託
- キ 学習支援事業（大泉図書館）業務委託

#### (2) 履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日

※委託業務の履行状況の評価を行った結果、優良または良好と評価した場合、3年（2回更新）を上限として随意契約を行うことがあります。

#### (3) 履行場所

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ア 平和台図書館（練馬区平和台1-36-17）        | 【最大定員 40 人】 |
| イ 練馬区職員研修所（練馬区豊玉北5-27-2）       | 【最大定員 40 人】 |
| ウ 学校教育支援センター（練馬区光が丘6-4-1）      | 【最大定員 50 人】 |
| エ 男女共同参画センターえーる（練馬区石神井町8-1-10） | 【最大定員 50 人】 |
| オ 石神井図書館（練馬区石神井台1-16-31）       | 【最大定員 40 人】 |
| カ 勤労福祉会館（練馬区東大泉5-40-36）        | 【最大定員 50 人】 |
| キ 大泉図書館（練馬区大泉学園町2-21-17）       | 【最大定員 40 人】 |

#### **留意点**

本件プロポーザルへの応募の有無にかかわらず、履行場所の情報については、利用者に不利益が及ばないように、取扱いにご配慮をお願いします。

#### (4) 委託内容

中学校第3学年の生徒に対し、基礎的な学力を身に付けるための支援を行うとともに、学習および進路についての相談に対応する。

※詳細は、練馬区学習支援事業実施要綱（募集要領別紙1）、仕様書（募集要領別紙2）のとおり

### (5) 概算経費

本件業務は、利用者数を 30 名から 50 名の範囲で 4 月末日までに決定し、委託します。契約金額は利用者数 10 名単位ごとに定めるため、本件プロポーザルでは以下の 3 通りの利用者数にて、価格等の提案をお願いします（最少利用者数 30 名）。

1 か所、利用者 30 名の場合 8,112,000 円（消費税抜）

1 か所、利用者 40 名の場合 9,086,000 円（消費税抜）

1 か所、利用者 50 名の場合 10,842,000 円（消費税抜）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とします。

※本件経費については、令和 7 年第一回練馬区議会定例会において令和 7 年度予算が成立し、配当されたときに効力を生ずるものであり、金額が変動する可能性があります。また、見積額がそのまま契約額となるものではありません。

<参考>全会場の出席率（令和 5 年度）

6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
80.1%	79.4%	73.5%	62.7%	70.5%	68.5%	66.1%	63.0%	49.5%	44.2%	64.8%

## 3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者はつぎの全ての要件を満たしている者としてします。

- (1) 法人格を有すること。（共同提案（JV）で応募はできません。）
- (2) 東京都内または隣接する県内に事業所を有していること。
- (3) 中学生を対象とした基礎学力の定着支援、学習・進路についての相談支援および自立支援に関する活動実績を有していること。

## 4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者
- (6) 今年度に区と契約した案件がある場合、当該契約において契約違反が認められた者

## 5 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 6 年 11 月 1 日（金）
参加希望届・納税証明書 経営診断に必要な書類提出期限	令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 5 時まで
質問受付提出期限	令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 5 時まで
質問回答日	令和 6 年 11 月 22 日（金）以降
提案書等の受付期限	令和 6 年 12 月 2 日（月）午後 5 時まで

一次審査結果通知（メール・書面）	令和7年 1月14日（火）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年 1月30日（木）午後
二次審査結果通知（書面）	令和7年 2月上旬

## 6 参加希望届、納税証明書、経営診断に必要な書類の提出

- (1) 受付期限  
令和6年11月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法  
直接持参（土日祝日を除く）または郵送
- (3) 受付場所  
練馬区立学校教育支援センター1階 管理係  
〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1
- (4) 提出書類
  - ア 参加希望届  
プロポーザル参加希望届（様式1）
  - イ 納税証明書
    - ① 直近年度の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書
    - ② 直近年度の法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（その1）
  - ウ 経営診断に必要な書類
    - ① 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内の履歴事項証明書）
    - ② 法人等の定款
    - ③ 法人等の経歴書（会社案内等※従業員数の分かるもの）
    - ④ 令和3～5年度の決算書類のうち税務申告書類一式（勘定科目内訳明細書を含む）  
またはそれに代わるもの
    - ⑤ 令和3～5年度の決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し）
    - ⑥ 令和3～5年度の決算に係るキャッシュフロー計算書
 ※①は法人のみ、⑤⑥は作成している場合
- (5) その他  
参加希望届を提出の後、提案を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式2）を上記(3)受付場所へ提出してください。提出方法については直接持参または郵送とします。

## 7 質問・回答

本件に関する質問は、質問書（様式3）に、内容を簡潔に記入の上、以下の要領で行ってください。

※想定される質問と回答を様式3別表にて掲載しています。

- (1) 質問期限  
令和6年11月15日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法  
電子メールで [EDCENT01@city.nerima.tokyo.jp](mailto:EDCENT01@city.nerima.tokyo.jp) へ。  
なお、着信した場合、着信確認メールを送信します。確認のメールが届かない場合は必ずご連絡ください（ただし、上記によりがたい場合は、直接持参、郵送も可とします）。
- (3) 回答方法  
令和6年11月22日（金）以降に質問者名を伏せた上で、電子メールにより回答します。

## 8 提案書等の提出

プロポーザル参加希望届（様式1）等を提出した事業者は、以下の要領で提案書等を提出してください。持参の際は、下記まで事前に連絡をお願いします。

(1) 提出期限

令和6年12月2日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

直接持参（土日祝日を除く）または郵送（必着）

※郵送の場合、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。

(3) 受付場所

練馬区立学校教育支援センター1階 管理係

〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1 （電話）03-6385-9911

(4) 提出書類

つぎの書類について、正本各1部、写し各10部を提出してください。

ア 事業者に関する書類

① 団体概要書（一次審査用）（様式4）

② 受託会場希望調査（様式5）

③ 法人案内パンフレット等（作成している場合のみ）

④ 安全管理体制確認書（様式6）

⑤ 危機管理に関する規程もしくは取組方針

※事故や苦情等に対する危機管理に関する体制や取組方針がわかる資料をご提出ください。

⑥ 個人情報保護・情報セキュリティに関する規程

⑦ 賠償責任保険の内容がわかるパンフレットなど（加入する場合）

イ 提案および見積りに関する書類

① 提案書

仕様書に記載した業務について、「学習支援事業提案作成要領」（募集要領別紙3）のとおり作成してください（指定の様式はありません。）

② 見積書（様式7）

本要領1ページに記載の概算経費を確認の上、以下AからCの3通りの場合の全てについて、指定の様式により価格の提案をお願いします。

A:利用者30名の場合、B:利用者40名の場合、C:利用者50名の場合  
人件費、その他経費（可能な範囲で項目を明記してください）

(5) 再委託

本業務の全部または業務の主要な部分を一括して第三者に委託することはできません。

(6) その他

提出期限後の提案書等の差替えおよび再提出は認めません。ただし、区が追加資料の提出を求めた場合を除きます。

## 9 審査方法

(1) 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき一次審査を行い、5社（予定）を一次審査通過とします。審査結果は令和7年1月14日（火）までにメール送信および書面発送により、応募者に通知します。

(2) 二次審査

一次審査を通過した者について、令和7年1月30日（木）午後、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを実施します。

プレゼンテーション・ヒアリングの時間および会場の詳細については、一次審査を通過した事業者へ個別に通知します。

選考時間は1事業者あたり35分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング20分程度）、説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とします。

二次審査結果は、令和7年2月上旬に対象者に書面により結果通知を発送します。

### (3) 受託会場の決定

原則として、一次審査、二次審査の合計点数の高い事業者から希望順位に従い受託する会場を決定します。全ての会場に希望順位を付けていただきますようお願いいたします(様式5参照)。

## 10 評価項目

評価項目および評価基準は、募集要領別紙4のとおりです。

## 11 受託候補者との協議

- (1) 受託候補者と区の協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。
- (2) 受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより、欠格条項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たな受託候補者とします。

## 12 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（募集要領別紙5）に基づき、取り扱います。

## 13 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画立案に係る費用は提案者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却しません。区の所定の保存期間経過後に廃棄します。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うこととします。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとします。

## 14 問合せ先・担当

〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1

練馬区教育委員会事務局教育振興部学校教育支援センター管理係  
松村・丸山・村山

電話 : 03-6385-9911 FAX : 03-6385-9913  
e-mail : [EDCENT01@city.nerima.tokyo.jp](mailto:EDCENT01@city.nerima.tokyo.jp)